

静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内の企業の価値の向上を図り、もって健全で働きやすい雇用の場の拡大及び地域経済の活性化に資するため、CSR活動を積極的に行う中小企業等を表彰するものとし、その表彰に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) CSRパートナー企業 第5条第1項の規定による通知を受けた中小企業等をいう。
- (2) CSR活動 CSR（適正な事業活動及び雇用、法令遵守、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献その他の事業者が地域社会の構成員として果たすべき責任をいう。）を果たすために事業者が自主的に取り組む活動をいう。
- (3) 中小企業等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（個人であるものを除く。）

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業等とする。

- (1) CSR活動を積極的に行っていること。
- (2) 市内に本店又は主たる事務所があること。
- (3) 次条の規定による応募の日現在において、市内で3年以上継続して事業を営んでいること。
- (4) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と密接な関係を有するものであるおそれがないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当し、又はこれらに類する営業でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなさ

れていないこと。

- (7) 法人税、法人市民税、労働保険料その他租税公課を滞納していないこと。
- (8) 労働基準監督署からの是正勧告（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をした場合を除く。）を受けた中小企業等にあつては、当該是正勧告の日から3年を経過していること。
- (9) 事業に関して法令に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けた中小企業等にあつては、当該処分の日から3年を経過していること。
- (10) 直近の2会計年度において、連続して債務超過でなく、かつ、連続して赤字でないこと。

（応募の方法）

第4条 表彰に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、CSRパートナー企業表彰応募書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) CSRパートナー企業表彰の応募に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 市長が別に定める評価項目により自己評価を実施したもの
- (3) 登記事項証明書、定款その他の書類で市内で3年以上継続して事業を営んでいることを証明するもの
- (4) 法令等に基づく免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けることを要する営業にあつては、当該行政処分を受けていることを証する書類の写し
- (5) 直近の法人市民税納税証明書の写し
- (6) 表彰に係る応募の日の属する事業年度以前直近2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し
- (7) 会社案内、パンフレットその他の書類で応募者の事業内容が分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（表彰の決定）

第5条 市長は、前条の規定による応募があつたときは、速やかに当該応募の内容（以下「応募内容」という。）を審査し、現地調査をした上で、表彰するものを決定したときは、CSRパートナー企業表彰決定通知書（様式第3号）により応募者に通知するとともに、表彰状を当該応募者に授与するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に関し、必要があると認めるときは、応募者に対し、応募内容に関する説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査に関し、必要があると認めるときは、静岡市附属機

関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）別表第1に規定する静岡市CSR企業表彰専門委員会に意見を求めることができる。

（ロゴマークの使用）

第6条 CSRパートナー企業は、CSRパートナー企業であることを表示するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

（ロゴマークの使用の申請）

第7条 ロゴマークを使用しようとするCSRパートナー企業は、CSRパートナー企業ロゴマーク使用申請書（様式第4号）を、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（ロゴマークの使用承認等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認通知書（様式第5号）により当該CSRパートナー企業に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が別に定める使用基準により使用しなければならない。

（ロゴマークの承認期間）

第10条 ロゴマークの使用を承認する期間（以下「承認期間」という。）は、第5条第1項の規定による通知を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

（承認の更新）

第11条 使用者は、承認期間の更新をしようとするときは、承認期間の終了する日の1月前までにCSRパートナー企業ロゴマーク使用更新申請書（様式第6号）に、第4条第2号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、CSRパートナー企業ロゴマーク使用更新承認通知書（様式第7号）を使用者に交付するものとする。

3 前項の規定により更新される承認期間は、3年間とする。

（使用の承認の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

（1）第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の応募により表彰の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第8号)により使用者に通知するものとする。

3 使用の承認を取り消された者は、ロゴマークをいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用の承認を取り消したことにより生じる損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(事故又は苦情の処理)

第13条 使用者は、ロゴマークを使用したものに係る事故又は苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、使用者の責任の下に処理しなければならない。

2 使用者は、前項に規定する事故等が発生した時は、速やかに市長に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、表彰及びロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度の表彰及びロゴマークの使用から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(裏)

これまでのCSR活動実績

できる限り具体的に記載してください。(書ききれない場合は、別紙に記入してください。)

今後取り組みたいCSR活動

①何のために ②どのようなことを ③どのような目標で取り組みたいか
できる限り具体的に記載してください。(書ききれない場合は、別紙に記入してください。)

①

②

③

上記のとおり応募します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

応募者 所在地 〒 _____

名 称 _____

代表者 役職 _____

氏名 _____

連絡先 担当者名 _____

電 話 () _____

様式第2号（第4条関係）

CSRパートナー企業表彰の応募に係る誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
応募者 名 称
代表者役職・氏名
電 話

静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第4条第1項の規定により、次の事項について相違ないことを誓約します。

- 1 当社は、反社会的勢力又はその共生者ではありません。なお、当社は、本誓約書兼同意書及び登記事項証明書に記載された役員等氏名を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 2 当社は、民事再生法又は会社更生法の手続開始の申立てをしていません。
- 3 当社は、法人税、法人市民税等及び労働保険料等の租税公課（現に納付手続中又は行政審判を行っているものを除く。）に一切の滞納がありません。
- 4 当社は、過去3年間行政処分又は労働基準監督署からの是正勧告を受けていません。
- 5 当社は、適用される全ての法令を遵守しています。
- 6 自己評価に虚偽の記載はありません。

様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業表彰決定通知書

年 月 日付けで応募のあったCSRパートナー企業の表彰については、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第5条第1項の規定により決定したので、通知します。

様式第4号（第7条関係）

CSRパートナー企業ロゴマーク使用申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

| | |
|-----|----------|
| | 所 在 地 |
| | 名 称 |
| 申請者 | 代表者役職・氏名 |
| | 連絡担当者氏名 |
| | 電 話 |

ロゴマークを使用したいので、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

表彰決定日 年 月 日

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用については、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第8条の規定により次のとおり承認したので、通知します。

1 承認番号 第 号

2 使用を承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 遵守事項

ロゴマークを使用する際は、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第9条の規定により市長が定める基準を遵守すること。

様式第6号（第11条関係）

CSRパートナー企業ロゴマーク使用更新申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
申請者 代表者役職・氏名
連絡担当者氏名
電話

年 月 日付け 第 号により使用の承認を受けたロゴマークの使用の期間を更新したいので、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 承認番号 第 号
- 2 使用を更新する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類
市長が別に定める評価項目により自己評価を実施したもの
- 4 受賞後（使用更新後）のCSR活動の取組状況
- 5 今後のCSR活動の目標等

様式第7号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業ロゴマーク使用更新承認通知書

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用の更新については、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第11条の規定により次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認番号 第 号
- 2 使用を承認する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 遵守事項

ロゴマークを使用する際は、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第9条の規定により市長が定める基準を遵守すること。

様式第8号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

CSRパートナー企業ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号により使用を承認したロゴマークは、静岡市CSRパートナー企業表彰等事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり使用の承認を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

1 承認番号 第 号

2 取消しの理由